

新潟県選挙管理委員会規程第9号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
柏崎市	(略) 介護付有料老人ホーム 駅前桜寿 <u>特別養護老人ホーム</u> <u>たんねの里</u>	(略) 柏崎市駅前2丁目1-35 <u>柏崎市大字谷根31</u> <u>90番地1</u>	柏崎市	(略) 介護付有料老人ホーム 駅前桜寿	(略) 柏崎市駅前2丁目1-35
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。